

(福) 横浜市社会福祉協議会との第3期協約策定について

本市では、外部有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題やあり方に関する審議を進め、昨年9月9日には、(福)横浜市社会福祉協議会についての提言をいただきました。

その後、10月27日に「経営改革に関する方針(市の方針)」を決定し、平成22年市会第4回定例会(常任委員会)に御報告させていただいた後、方針に基づく具体的な経営目標となる「協約」の内容について、団体との協議を進めてきました。

この度、平成23年度から25年度までの「協約」内容について団体と合意し、第3期協約として策定しましたので、御報告します。

1 第3期協約(平成23~25年度)の概要

(1) 経営の基本的考え方(協約期間における経営改革の内容)

- ・市社協、区社協、指定管理施設等が相互に機能分担及び連携し、総合的な地域福祉を推進していきます。
- ・地域の方々が地域福祉の担い手として主体的に活動できるよう支援していくため、コーディネート機能を強化していきます。
- ・固有職員の人材育成等の経営改善の取組を踏まえ、引き続き経営努力を行って組織全体の機動性、効率性を図っていきます。

(2) 協約事項(重要な経営目標)

市と団体の間で、経営改善に向けた具体的な行動計画として、6つの「協約事項」(経営目標)を共有化しました。

ア 「公益的使命の達成」に関する協約事項

【協約事項1】地域ケアプラザで共通に抱えている課題解決に取り組み、市内全地域ケアプラザの運営支援につなげます。

【協約事項2】地域アセスメントシート等を全地区社協の地域で作成するとともに、地区ボランティアセンターのモデル設置・運営を4地区で実施します。

【協約事項3】福祉保健人材の確保・定着事業を推進し、事業参加者数を650人以上とし、研修受講者の満足度を95%以上にします。

【協約事項4】権利擁護事業契約数を450件以上とするとともに、障害者後見的支援制度を12区で実施します。

イ 「財務の改善」に関する協約事項

【協約事項5】経常収支差額を▲3,200万円、長期借入金を160億円以下に縮減します。

ウ 「業務・組織の改革」に関する協約事項

【協約事項6】市派遣・市退職管理職の5ポスト以上を固有職員に転換します。

※ この協約は、2月25日開催の「横浜市外郭団体等経営改革委員会」に対し、現行協約(第2期:平成19年度から22年度まで)の達成状況評価とともに議題として付議した後、策定しました。

2 添付資料

- (1) 第3期協約
- (2) 「経営改革に関する方針」(市の方針)

協 約

協約とは、横浜市が団体に託す公益的使命を明らかにし、団体がその達成のために自ら計画を策定して、重要な経営目標について市と団体が共有化することによって、目標による団体の自主的・自立的経営を目指すものです。

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	団体分類	事業等の再整理が必要な団体
		所管課	健康福祉局福祉保健課
		協約期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日（3か年）

【経営の基本的考え方】

横浜市	外郭団体としての必要性	社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に組織され、地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動している公共性の高い組織である。特に地域における地区社協をはじめとした様々な福祉保健活動団体との協働や支援の推進は、福祉のまちづくりの実現に不可欠であり、行政と相互に連携・補完しながら車の両輪としてその役割を果たしていく必要がある。	
	団体に期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市における社会福祉事業の推進、社会福祉人材の育成及び社会福祉に関する活動を活性化させること。 ・地域の様々な福祉保健活動団体の活性化を図るため、小地域レベルの団体との協働や支援を推進できるよう区社協の機能強化を進めること。 ・権利擁護及び成年後見を推進するとともに、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを推進すること。 	
	経営改革の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協、区社協、指定管理施設等が相互に機能分担及び連携し、総合的な地域福祉を推進していく。 ・地域の方々が地域福祉の担い手として主体的に活動できるよう支援していくため、コーディネート機能を強化していく。 ・固有職員の人材育成等の経営改善の取組を踏まえ、引き続き経営努力を行って組織全体の機動性、効率性を図っていく。 	
団体	経営理念	「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念のもとに、地区社協をはじめとする地域団体、市民団体、社会福祉事業者、地域福祉関係者、企業等とネットワークを構築し、地域・区域・市域の重層的な支援体制を確立できるよう地域福祉推進の基盤整備を目指す。	
	経営ビジョン（計画期間で目指す基本方向）	<ul style="list-style-type: none"> ・「コーディネート機能の強化」…各区社協、運営施設等が地域の支援に力を発揮できるよう、区及び関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。 ・「組織経営体制の改善」…業務の迅速化・効率化、体制の見直し、各部門間の連携等を進め、地域福祉をとりまく環境の変化や市民ニーズに対応できるよう、改善を図る。 	
	これまでの団体活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・区社協と連携し、地区社協支援やボランティア育成等を行い、市民が主体となる地域福祉コミュニティづくりを推進している。（新規ボランティア登録者数 H18年度3,693人→H22年度4,800人（見込）） ・地域ケアプラザを始め27の指定管理施設を運営し、運営を通じて地域ニーズや地域福祉の推進方法を把握し、地域福祉活動支援に還元を行っている。 ・平成10年よりスタートした権利擁護事業や平成16年の組織統合により設置した障害者支援センターの活動等により当事者の地域生活支援を推進し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与している。（権利擁護事業新規契約件数 H18年度74件→H22年度100件（見込）） 	
	経営課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題等を把握し、区社協等、関係機関と連携を図って、小地域福祉活動支援をさらに推進していく必要がある。 ・運営する地域ケアプラザの収支の改善を図りつつ、施設運営上の課題解決に取り組むとともに、市内全地域ケアプラザの運営改善、機能強化につながる支援が求められている。 ・補助金、委託料等が年々削減される中で、経常収支差額を改善するとともに、基金の安定的運用等を進め、自主財源の拡充・活用を図る必要がある。 ・今後の市社協組織を担い、地域福祉推進の要となる職員の育成を図る必要がある。 	
協約事項 （重要な経営目標）	1	公	地域ケアプラザで共通に抱えている課題解決に取り組み、市内全地域ケアプラザの運営支援につなげます。
	2	公	地域アセスメントシート等を全地区社協の地域で作成するとともに、地区ボランティアセンターのモデル設置・運営を4地区で実施します。
	3	公	福祉保健人材の確保・定着事業を推進し、事業参加者数を650人以上とし、研修受講者の満足度を95%以上にします。
	4	公	権利擁護事業契約数を450件以上とするとともに、障害者後見的支援制度を12区で実施します。
	5	財	経常収支差額を△3,200万円、長期借入金を160億円以下に縮減します。
	6	業	市派遣・市退職管理職の5ポスト以上を固有職員に転換します。

【経営改善行動計画】

【協約事項1】		評価指標 (比重)	単位	評価指標の推移					
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
公	地域ケアプラザで共通に抱えている課題解決に取り組み、市内全地域ケアプラザの運営支援につなげます。	マニュアル・指針等の作成及び研修会の開催			地域ケアプラザにおける4職種連携の考え方		地域ケアプラザ運営の考え方	地域ケアプラザの業務推進の考え方	介護予防支援事業事務マニュアル
協約事項を達成するための取組内容及び期限		<p>本会地域ケアプラザの運営をととして、市内の地域ケアプラザで共通に抱えている課題解決に取り組み、「地域ケアプラザ運営の考え方」、「地域ケアプラザの業務推進の考え方」、「介護予防支援事業事務マニュアル」等3つ以上のテーマについて検討し、検討結果をマニュアル・指針等の冊子にまとめて順次公表する。さらに、マニュアル等作成の次年度の取組として、地域ケアプラザ分科会との連携のもとに研修会を開催し、その効果測定としてアンケート調査を実施することで、市全域の地域ケアプラザ運営に貢献する。</p>							
協約事項の選定理由及び団体の中期経営計画等との関連性		<p>本会は平成3年から地域ケアプラザ（旧在宅支援サービスセンター）を受託してきた。また、本会施設管理担当は、他法人運営の地域ケアプラザの開所支援や職員の育成等を担当し、さらに現在も高齢福祉部会地域ケアプラザ分科会（現在119施設）の事務局として所長会や職員の連絡会等を支援している。この事務局機能及び地域ケアプラザの運営をととして、全地域ケアプラザの課題解決方法として、運営のノウハウを検討し共有することで、市民サービスの向上につなげる。</p>							
評価指標の過年度（19～22年度）結果分析及び 25年度の目標水準の設定根拠		<p>【過年度結果分析】 平成21年度に地域ケアプラザ分科会で提示した「地域ケアプラザにおける4職種連携の考え方」は、区社協や横浜市関係機関からの関心も高く、市全域の地域ケアプラザ運営の共通の課題解決に貢献できるものである。</p>							
		<p>【目標水準】 本会運営の地域ケアプラザ職員による作成検討会を設置し、1テーマにつき1年間をかけて検討を行い成果物を作成する。地域ケアプラザ分科会やその職員レベルの会議等と連携し、周知及び研修を実施して、全地域ケアプラザ（現在119施設）に活用してもらう。</p>							

【協約事項2】	評価指標 (比重)	単位	評価指標の推移						
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域アセスメントシート等を全地区社協の地域で作成するとともに、地区ボランティアセンターのモデル設置・運営を4地区で実施します。	①地域アセスメントシート・地区支援記録作成地区数(0.8)	地区				127地区 (50%)	178地区 (70%)	229地区 (90%)	254地区 (100%)
	②地区ボランティアセンターのモデル設置・運営(0.2)	地区				2地区 設置	2地区設 置・2地区 運営	4地区 運営	4地区 運営
協約事項を達成するための取組内容及び期限	<p>①地区別地域福祉保健計画推進での活用や担当者連絡会・研修会、区社協訪問による状況把握等を通じて地域分析や記録の重要性の理解浸透を図り、全地区社協(254地区)で地域アセスメントシート・地区支援記録を作成し、区社協と連携した小地域福祉活動支援を推進する。</p> <p>②地区ボランティアセンターのモデル実施について区社協、地区社協に働きかけ、モデル区連絡会の開催や、自主運営に向けた情報交換・意見交換等を行い、住民主体の地域づくりの活性化を図る。</p>								
協約事項の選定理由及び団体の中期経営計画等との関連性	<p>①区社協基本指針・業務指針に明記しているとおり、地域福祉の推進役として小地域福祉活動支援は社協の最重要業務であり、地域アセスメントシートと地区支援記録は、その小地域福祉活動支援を実践していくための基盤であり、また最も有効なツールである。</p> <p>②地区ボランティアセンターモデル設置・運営は、第4次横浜市地域福祉活動計画のリーディング事業であり、地域住民自らが地域の課題把握・コーディネート・課題解決を行うことにより、住民主体の(自助・共助の)地域づくりを推進するものである。</p>								
評価指標の過年度(19~22年度)結果分析及び 25年度の目標水準の設定根拠	<p>[過年度結果分析]</p> <p>①地域アセスメントシートと地区支援記録は、22年度から本格的に取組みを開始したもので、22年度中に半数程度の地区で作成できている状態を見込んでいる。</p> <p>②地区ボランティアセンターは1地区モデル設置済みで、22年度中にもう1地区設置を見込んでいる。</p>								
	<p>[目標水準]</p> <p>①地域アセスメントシートは作成した後も随時更新の必要があり、地区支援記録も作成を始めた地区は日々追記をしていくもので、ともに地域福祉推進の基本となる取り組みであるため、全地区での作成を目指す。</p> <p>②地区ボランティアセンターは拠点の確保が最も高いハードルになっているが、住民主体の地域づくりを広げていくための検証材料とするため、募集の仕方を工夫し4地区での実施を目指す。</p>								

【協約事項3】		評価指標 (比重)	単位	評価指標の推移						
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
公	福祉保健人材の確保・定着事業を推進し、事業参加者数を650人以上とし、研修受講者の満足度を95%以上にします。	①事業参加者数 (0.5)	人			482	500	550	600	650
		②研修満足度 (0.5)	%		93	94	94	95	95	95
協約事項を達成するための取組内容及び期限		①福祉に関するシンポジウム、就職説明会、有資格者復帰講座等の開催により、福祉人材の確保、定着支援を行う。 ②福祉保健研修受講者の満足度を向上する。(4段階評価の最高ランク及び次点評価の3と回答した方の割合について95%以上に向上する。)								
協約事項の選定理由及び団体の中期経営計画等との関連性		①「福祉・保健人材の育成及び確保」は、ウィリング横浜の設置目的であるとともに、「福祉人材の育成と市民活動の推進」は、第4次横浜市地域福祉活動計画の重点計画の一つに位置付けられている。 ②福祉人材の育成を推進するため、ウィリング横浜の主催研修の受講者満足度の向上を図る。								
評価指標の過年度(19~22年度)結果分析及び 25年度の目標水準の設定根拠		<p>[過年度結果分析]</p> <p>①21年度 シンポジウム・就職説明会・有資格者復帰講座で482人の参加者があり、福祉人材不足解消へ寄与できたと思われる。 ②満足度は当統計を始めた2年前より、20年度は93%、21年度は94%であることから、現行の満足度は一定の水準に達していると考ええる。</p> <p>[目標水準]</p> <p>①21年度実績を基準として、22年度以降参加者を50人ずつ段階的に上げていく。 ②20、21年度の満足度を基準とし、向上を図る。</p>								
【協約事項4】		評価指標 (比重)	単位	評価指標の推移						
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
公	権利擁護事業契約数を450件以上とするとともに、障害者後見の支援制度を12区で実施します。	①権利擁護事業 契約件数(0.5)	件	255	330	379	390	410	430	450
		②障害者後見の支 援制度実施区数 (0.5)	区				4区	4区	25年度までに12区	
協約事項を達成するための取組内容及び期限		①権利擁護事業について、(現在、特に契約件数の少ない区を重点的に)市民ニーズの把握に努め、契約件数を450件以上に する。 ②横浜市障害者後見の支援制度における後見の支援推進法人として、障害者が将来にわたり安心して暮らせるための地域での見守り体制づくりや必要な支援を行い、制度全体の推進・拡充を進め、市内12区で実施できるようにする。								
協約事項の選定理由及び団体の中期経営計画等との関連性		①福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、権利擁護推進は重要であり、横浜生活あんしんセンターが取組んできた権利擁護事業の更なる推進を図る。 ②横浜市障害者プラン(第2期)に明記されている「将来にわたるあんしん施策」の大きな柱となる事業であり、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」と掲げている団体の地域福祉活動計画の理念にも合致する。								
評価指標の過年度(19~22年度)結果分析及び 25年度の目標水準の設定根拠		<p>[過年度結果分析]</p> <p>①権利擁護事業についての指標は、過年度までは新規契約数としており、目標を上回る実績を上げている。[H21年度新規契約件数:目標85件に対し実績128件、H22年度も目標90件を上回る見込み]。次期からの評価指標については、新規契約者数を増やすことだけでなく、本事業の適正なサービス水準の維持を念頭に、実際に訪問活動を行う生活支援員の配置状況から新規契約、契約終了を含んだ現契約者数を指標とする。 ②平成22年4月から本事業を開始し、障害者後見の支援推進の担い手となる「あんしんマネジャー」の採用等を行い、同年10月より4区(南、保土ケ谷、都筑、栄)にて本格的にスタートさせた。</p> <p>[目標水準]</p> <p>①22年度の現契約数(見込)に対し、適正なサービス水準の維持と、専門員未配置区の契約数増を図ることで達成可能な目標設定とした。 ②横浜市障害者プラン(第2期)、横浜市障害者施策推進協議会及び後見の支援推進プロジェクトでの検討状況等を踏まえ目標設定としている。</p>								

【協約事項5】	評価指標 (比重)	単位	評価指標の推移						
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
財 経常収支差額を△3,200万円、長期借入金を160億円以下に縮減します。	①経常収支差額(PL)(0.7)	千円	473,802	128,584	△ 64,230	△ 70,000	△ 60,000	△ 50,000	△ 32,000
	②長期借入金(0.3)	百万円	26,576	25,763	24,822	22,000	20,000	18,000	16,000
協約事項を達成するための取組内容及び期限	①介護保険収入をはじめとする自主財源の確保、事業運営の効率化による経費削減に取り組み、経常収支差額を△3,200万円以下に改善する。 ②民間社会福祉施設特定資金貸付事業（以下、特定資金貸付事業と略す）の新規貸付廃止等により長期借入金を160億円以下に縮減する。								
協約事項の選定理由及び団体の中期経営計画等との関連性	補助金・委託料等の削減が見込まれる中、経常収支差額の改善や長期借入金の縮減による自己資本比率の向上に取り組むことは、法人の自立性を高め、本会の公益的使命の実現強化につながる。								
評価指標の過年度（19～22年度）結果分析及び 25年度の目標水準の設定根拠	[過年度結果分析] ①平成19、20年度は、介護保険事業における収入の増および、事務費等のコスト管理の徹底に取り組み、収益の確保ができていたが、21、22年度は、地域ケアプラザ事業の収益の落ち込みにより、収支差額がマイナスとなっている。 ②21年度までは長期借入金が増大していたが、特定資金貸付事業における新規貸付廃止により、削減見込みである。								
	[目標水準] ①横浜市の財政状況が厳しく補助金が削減される中で、退職給与引当金と積立金の乖離が拡大すると想定される。また、事業面においても繰越財源を充当し事業を行っていくことが見込まれる。こうした状況下で介護保険事業等の自主財源事業による収益の改善を図り、経常収支差額が2分の1となるよう改善に取り組む設定は非常に高い目標である。 ②特定資金貸付事業の施設への既貸付分の償還相当額の借入金の削減が見込まれる。								

【協約事項6】	評価指標 (比重)	単位	評価指標の推移						
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
業 市派遣・市退職管理職の5ポスト以上を固有職員に転換します。	①市派遣・市退職管理職の固有職員転換数(0.5)	人	4	3	△ 1	—	3	1	1
	②基幹研修・課題別研修の延受講者数(0.5)	人	681	889	769	1,000	1,150	1,300	1,500
協約事項を達成するための取組内容及び期限	①人材育成計画に基づく研修と人事考課制度の適切な運用により人材の育成を行い、市派遣・市退職管理職の担う5ポスト以上に固有職員を登用する。 ②基幹研修・課題別研修の実施方法を工夫し、受講者を平成22年度時点の1.5倍以上にする。								
協約事項の選定理由及び団体の中期経営計画等との関連性	地域福祉を推進していく上で、法人の自立性の向上と組織の活性化は必要不可欠であり、その要である職員の育成を進めていく。								
評価指標の過年度（19～22年度）結果分析及び 25年度の目標水準の設定根拠	[過年度結果分析] 平成19年度に「人事給与制度検討会」で新人事給与制度を策定。平成20年4月に「人材育成計画」を策定し、人事考課に基づいた人事・給与制度を導入している。								
	[目標水準] ①管理職ポストについては、現在市派遣・市退職管理職が担っている基幹的なポストの固有職員化を進め、自立的運営体制を強化する。[平成22年度管理職数86人（うち市派遣・市退職管理職数20人）] ②「人材育成計画」に基づく体系的な研修を継続的に実施し、育成を推進していく必要があり、受講生を平成22年度時点（見込）の1.5倍とする。[平成22年度常勤職員数449人（H23.1.1現在）]								

※ 平成22年度の数値は見込数値です。平成23年度から平成25年度は目標数値です。増加率等の算出は原則、平成21年度を基準としています。

※ 評価指標が複数の場合は、重要性を比重により示しています。 ※ 市補助金等は、毎年の予算編成、市会の議決を経て決定することになります。

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

団体概要（平成22年7月1日現在）			
所在地	横浜市中区桜木町1丁目1番地	設立	昭和28年2月5日
基本金	3,000 千円（うち本市出資額・割合		0 千円・0.0%）
市所管課	健康福祉局 福祉保健課		
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施（地域福祉活動計画及び地域福祉保健計画の推進ほか） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 共同募金事業への協力（共同募金会横浜市支会事務局の運営） 権利擁護事業、成年後見事業（横浜生活あんしんセンターの運営ほか） 施設受託経営（地域ケアプラザ、社会福祉センター、ウィリング横浜、横浜あゆみ荘 ほか） 障害者支援センター事業等 		
市が期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に規定された公共性の高い団体として、横浜市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動を活性化させること。 特に地域における地区社協をはじめとした様々な福祉保健活動団体の活性化に伴い、小地域レベルのこれらの団体との協働や支援を推進できるように区社協の機能強化をすすめること。 誰もがいつまでも心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進すること。 		

方針	事業等の再整理が必要な団体 （ 協約を締結 する ・ しない ）
	社会福祉法に基づき設置される団体であり、地域福祉の推進と社会福祉事業を実施する団体として、引き続き経営努力を続けながら、地域の福祉課題解決に向けた支援、福祉保健人材の育成、施設の運営等を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法では、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、本市と車の両輪となって相互に連携・補完し合いながら事業を推進しています。市社協、区社協、指定管理施設等が相互に機能分担及び連携し、総合的な地域福祉を推進していきます。 少子高齢化、単身世帯の増加等により、福祉保健ニーズが複雑化・多様化する中、地域福祉を推進するため、権利擁護の推進や福祉保健人材の育成等を行っていく他、第4次横浜市地域福祉活動計画、市及び区の地域福祉保健計画に基づき、今後さらにコーディネート機能を強化し、地域の方々が地域福祉の担い手かつ受け手となってお互いに支えあえる環境整備や支援を積極的に行い、公的支援を補完する役割が発揮できるよう支援していきます。 今後ともこれまで取り組んできた貸付事業の見直し、障害者支援センター部門の統合による効率化、固有職員の人材育成等の経営改善の取組を踏まえ、引き続き経営努力を行って組織全体の機動性、効率性を図っていきます。

【横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言】

	事業等の再整理が必要な団体
	団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの。

具体的な取組	① 団体の役割（公益的使命、市の関与の見直し） <ul style="list-style-type: none"> 市社協が運営している地域ケアプラザで抱えている課題解決に取り組み、その成果を市内他の地域ケアプラザの運営に活用できるようにしていきます。 地域の福祉課題等を把握し、区社協等の関係機関と連携を図って、小地域福祉活動支援を行います。 福祉保健人材の育成、確保、定着支援や研修情報の集約を行います。 権利擁護事業について、市内全域での公平・公正なサービス提供とサービスの質の向上を図るとともに、成年後見事業については受任の促進、相談支援等、市域の専門機関として機能強化を図ります。 障害者後見の支援制度における後見の支援推進法人として、制度の推進・調整・普及啓発等を行います。
	② 財務改善（市の財政支援） <ul style="list-style-type: none"> 現在マイナスとなっている経常収支差額を改善し、長期借入金の削減による自己資本比率の向上を図ります。 基金の安定的運用等を進め、自主財源の拡充・活用を図ります。
	③ 人事組織（市の人的支援） <ul style="list-style-type: none"> 人材育成計画に基づいて固有職員の育成を推進し、管理職への登用をさらに進めます。

団体と協約の上で協定	・ 地域ケアプラザへの支援強化 ・ 小地域福祉活動の支援 平成25年度 地域支援アセスメントシート・地区支援記録作成数254地区(100%) ・ 福祉保健人材の確保・定着 平成25年度 事業参加者数650人（平成21年度 事業参加者数482人） ・ 権利擁護事業の推進：平成25年度 権利擁護事業契約数450件（平成21年度 379件） ・ 障害者後見の支援制度の推進：平成25年度 12区実施（平成22年度新規4区実施予定） ・ 経常収支差額の改善：平成25年度 収支差額 -32,000千円（平成21年度 -64,000千円） ・ 固有職員の登用
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

スケジュール	項目	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	第4次横浜市地域福祉活動計画	推進			→
	次期地域福祉活動計画・地域福祉保健計画の策定(市計画との一体化。H26年から)			市との協議	→公表
	人材育成計画の推進				→